

平成 30 年 3 月
防 衛 省

自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示の一部改正について

1 改正の趣旨

国土交通省においては、国管理空港における着陸料について、航空ネットワークの維持・拡充や地方空港への国際線の就航促進の観点等から、従前の軽減措置を継続するため、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成29年国土交通省告示第259号）の一部を改正し、平成30年4月1日に施行予定。

この改正を踏まえ、防衛省において、平成11年防衛庁告示第49号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を改正し、平成30年4月1日に施行することについて、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第105号）第12条第1項の規定に基づき決定し、同条第2項の規定に基づき告示するもの。

2 改正の概要

（1）以下の着陸料軽減措置を平成30年度末まで継続するもの

（ア）国内航空路線に係る着陸料軽減措置

ア 国内航空に従事するもの 1/2に軽減

イ アのうち、最大離陸重量が50トン以下のもの 1/2×9/10に軽減

ウ 関西国際空港、成田国際空港及び中部国際空港発の便 1/3に軽減

エ ウのうち、最大離陸重量が50トン以下のもの 1/3×9/10に軽減

（イ）国際航空路線に係る着陸料軽減措置

ア 国際定期便に従事するもの 7/10に軽減

イ 国際旅客チャーター便であるもの 1/2に軽減

ウ 国際路線の拡大に向けた取組に係るもののうち、国際旅客定期便の新規就航・増便の増加分 7/20に軽減

エ 国際路線の拡大に向けた取組に係るもののうち、国際旅客チャーター便の増加分 1/4に軽減

（2）平成31年3月31日までの措置として、以下の着陸料軽減措置を明記

国際路線の拡大に向けた取組に係るもののうち、「訪日誘客支援空港」（拡大支援型）に認定されたもの 最長3年間、1/2の軽減又は全額免除

3 意見公募手続きを実施せずに改正した理由

今回の改正内容は、国土交通省において意見公募手続きを実施して定めた「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成29年国土交通省告示第259号）」と実質的に同一の内容を定めるものであり、行政手続法第39条第4項第5号に該当することから意見公募を実施しませんでした。

4 告示及び施行予定日

（1）告示日：平成30年3月29日

（2）施行日：平成30年4月1日